

山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第 6 号

山鹿市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(山鹿市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 山鹿市職員退職手当支給条例（平成 1 7 年山鹿市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

(山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 山鹿市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和 6 年山鹿市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「ものを」を「者を」に、「者に」を「ものに」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。